

令和2年8月21日

債権者各位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
ニフティ株式会社
代表取締役社長 野島 亮司

合併公告

ニフティ株式会社（以下「甲」といいます。）とニフティネクサス株式会社（本店所在地：東京都新宿区北新宿二丁目21番1号。以下「乙」といいます。）は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和2年10月1日であり、甲は会社法第796条第2項、乙は同第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

- この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内に、その旨をお申し出ください。
- 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) <https://www.nifty.co.jp/company/kk/>
 - (乙) <https://www.niftynexus.co.jp/ept/>

以上